

正月從五位上に陞されたとある。新撰姓氏錄に、羽咋公を右京皇別に載せてあるのは、或はこの吉足が能登から出て、右京に貫せられたのかも知れない。姓氏錄の撰輯は、吉足の在世と同時にある。又典藥頭補任次第寛平八年に羽咋公常世がある。是等は皆その出自を一にするものであらう。

ハクヒノクニノミヤツコ 羽咋國造 舊事紀國事本紀に『羽咋國造。泊瀬朝倉朝御世。三尾君祖石撞別命兒。石城別王。定賜國造。』とある羽咋國は、略後の羽咋郡の地域であらう。本文に羽咋國造の創置を、泊瀬朝倉朝御ち雄略天皇の朝とするは疑なきを得ぬ。何となれば石衝別王は垂仁天皇の皇子であるから、その子石城別王の雄略朝まで存生し給ふことが有り得さうにないからである。特に況や石城別王は、景行紀に『妃三尾氏。磐城別之妹。水齒郎媛。』とあることから推して、景行天皇から成務天皇に至る間の人とすべく、本文を志賀高穴穗朝などの誤であらうといふものあるは、實に卓説である。而して賀我國造の條に挿入したと思はれる、石衝別命四世の孫大兄彦君などこそ、年代を以て測るに、泊瀬朝倉朝の羽咋國造でなかつたかとも思はれる。

ハクヒノコフン 羽咋の古墳 羽咋郡羽咋なる羽咋神社の境内に、大塚又は御陵山といふ前方後圓墳があつた。社傳に據れば、往時塚の上方に大石があつたが、社殿を造營する爲之を除き、又前面の堀を埋塞したとある。又『文政度本殿再造之節石撞仕候處、立關眞下礎石落入。依之大木巨石を以營繕。此時人夫之者共の中に強情之輩一兩人、手燭にて右

穴の口に入、奥方窺候處、大石に而相圍有之候。』との記録もある。大塚の東、もと本念寺境内には大谷塚又は王兒塚と稱せられるものもあつた。大正六年九月廿七日宮内省告示によつて、垂仁天皇皇子石衝別命の御墓と治定したのは大塚、その御子石城別命の御墳と治定したのは大谷塚である。

ハクヒノナツカ 羽咋の七塚 羽咋郡羽咋に在つた七個の古墳で、大塚・大谷塚・姫塚・寶塚・痛子塚・八幡塚・藥師塚である。大塚は今の羽咋神社の後方に、大谷塚はその右方にある。

ハクヒミナミガタ 羽咋南方 羽咋南方の名は未だ文書には見ぬが、羽咋北方吉崎を羽咋湊保吉崎ともいふから、寶泉寺文書建武五年二月十三日平行兼の判書に、能登國湊保南方兵庫村とある湊保南方は、即ち羽咋南方の謂であらう。

ハクブツカン 博物館 明治五年金澤の町民中屋彦十郎・森下森八等相議し、石川縣の許可を得て、九月十二日から十月十四日に至るまで、兼六園内舊鑛山學所教師フオン・デツケンの異人館に書畫器什の展覽會を行つた。七年石川縣はまた博覽會開辦の儀を内務省に請願し、その許可を得て、舊異御殿を會場に充て、六月十六日から七月三十一日まで之を開催した。この時木谷藤十郎・島崎徳平・木谷次郎作三人は博覽會執事となり、中屋寛治・龜田伊右衛門以下三十名が副執事となつた。九年二月三日また木谷藤十郎以下三十人が公園内に金澤博物館を設立し、博覽會を開くことを布達し、四月一日假開館式を行ひ、異人館と共に舊異御殿を會場に充てたが、これ實に

我が國に博物館あるの嚆矢であつた。次いで十三年七月博物館を縣營として、石川縣勸業博物館と名づけ、四十一年九月の閉鎖に至るまで繼續した。

バクフリヨウ 幕府領 加賀及び能登には徳川幕府の直轄する領邑があつた。之に關する變遷は略左記の如くである。その邑名は之を附録に載せた。

(一)加賀―寛文八年八月十六日加賀白山山麓に在つて、從來越前福井藩に預地としてあつた能美郡牛首・風嵐等十六ヶ村二百三十石五斗五升二合、及び加賀藩領能美郡尾添・荒谷二ヶ村百七十一石九斗八升を幕府領とし、以て明治に及んだ。

(二)能登―貞享元年七月廿一日徳川綱吉は、前に土方雄隆の領であつた能登六十一ヶ村九千石を、その本領武藏岩槻九千石餘と共に没收して幕府領とした。

元祿二年八月十日幕府領の中四十九ヶ村を、舊信濃高遠侯鳥居忠則の長子忠英に與へ、殘餘十三ヶ村を幕府領とした。(村數の符合せざるは入會あるによる。)

元祿八年五月十五日鳥居忠英は封を近江水口二萬石に移され、その能登領四十九ヶ村は幕府領に歸した。是に於いて幕府領は、また六十一ヶ村となつた。

元祿十一年五月三十日幕府は前記のうち四十六ヶ村を、舊備後福山侯水野松之丞勝岑の族水野數馬勝長に與へたから、その殘餘十六ヶ村が幕府領となつた。

元祿十四年正月十一日水野勝長は下總結城一萬三千石に轉封を命ぜられ、幕府領はまた六十一ヶ村に復した。

元祿十六年土方長十郎が遠山内膳政徳の養子となつた。依つてその前領二ヶ村百五十石は復幕府に歸したが、二村共に入會であつた爲、幕府領は依然として六十一ヶ村であつた。

享保七年六月廿八日幕府領六十一ヶ村を擧げて加賀藩に預地とした。この時の草高増して一萬四千二百一十八石八斗四升三合八勺と算せられ、後更に新田二百四十三石四升八合六勺を加へた。(越登賀三州志來因概覽は、預地の高を一萬四千二十四石五斗四升三合八勺としてゐる。維新の際の届出も亦それに同じい。)

天明五年十月幕府領八ヶ村二千八十七石六斗九升五合二勺を加賀藩領とし、加賀藩領十七ヶ村千九百九十六石五斗を幕府領に納れることを許し、六年九月二十日その交換を終了した。是に於いて幕府領の村數六十二となつた。(ここに擧げた高は實數である。表面に於いては却つて加賀藩の籠高を減じた。)

寛政九年高九十七石三斗を減じた。文化三年新田四石七斗四升を加へた。因つて總計一萬四千八十一石一斗三升七合二勺となつた。

文化七年三月幕府預地の民政に加賀藩の法令を適用せしめ、又田租・小物成を加賀藩に收納し、加賀藩から年額金五千二百二十九兩を幕府に支拂はしめることにした。慶應三年七月預地の名義を廢し、純然たる加賀藩領となし、年額金一萬五千兩を幕府に納入することを約せしめた。この時田高凡べて一萬四千三百六十八石九斗三升七合四勺五才であつた。明治元年政府は更めて舊幕府領を加賀藩へ密田とした。